

理 由

協同農業普及事業の運営の効率化に資するため、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化するとともに、地域農業改良普及センターについての必置規制を廃止し、新たに普及指導センターを設けることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。